

# 深刻な基地問題に直面した千歳の対応（二）

朝鮮戦争当時の米兵と特殊女性

星野 一博

千歳市富丘

はじめに

昭和二十五年六月に朝鮮戦争が勃発、十一月には中共軍が介入する。年が明けて四月、北海道千歳町には当時の市街地人口を上回ると言われた米陸軍一個師団の大部隊が駐留する。これを目当てに全国から基地業者やパンパンと呼ばれる「特殊女性」などが殺到し、町は瞬く間に膨張し市街地は歓楽街と化し犯罪や売春、麻薬等のいわゆる基地問題が顕在化する。対策を迫られた町当局は特殊女性の売春問題に的を絞って「特殊貸間業等に関する特別措置条例（特殊貸間条例）」なる条例案を立案して町議会に上程する。

特殊貸間条例は当時「ハウス」と呼ばれた売春宿の業者とそこに起居する特殊女性を町役場に届けさせ女性の検診を含め、その管理を行政が担うというものであった。これが知れ渡ると多方面から人権無視、公娼谷認などと批判が高まり、条例の制定は頓挫する。

本論では、他に例を見ない問題条例と非難を受けた特殊貸間条例が何故立案されたのか、その立案の背景と真の目的について探求する。他方、この条例の廃案に代わるものとして行政主導で立ち上げたのが「千歳町自粛振興会」なる団体である。この組織には基地業者のみならず町の名士と言われた有力者が多数役員に名を連ね、行政もその運営に携わるといった町を挙げての組織であった。

千歳町自粛振興会の結成には東京の民間人が決定的な役割を果たしたのであるが、この人物は問題のある組織と関係していた事実とともに結成までの経緯を記述することにより会の持つ性格を明らかにする。

本論は特殊貸間条例（案）と千歳町自粛振興会、この二つの研究結果について記述を進めて行く。最後に当時の行政の打ち出した政策の評価を試みるとともに、売春防止法の成立と千歳町の関係、さらに米軍の撤退と町政の動きにも言及して、朝鮮戦争と駐留米軍に翻弄された小規模自治体の一断面を明らかにしたい。

当時の千歳町はどのような状況であったのかを説明しておきたい。

昭和二十八年七月に北海道衛生部から発行された『千歳町を中心とする保健衛生上の諸問題について、実態とその対策』の冒頭に次の記述がある。

千歳町とはどんな所か

- 1 千歳町の市街地は駐留米軍基地、保安隊基地を要する大消費地である。
- 2 千歳町の中には広大な演習地や空港があり国立公園の一部である支笏湖もある特殊な町である。
- 3 千歳町の市街地は都市計画に基く区画整理は略行されているが、人口が急激に増加し雑然と急造した家屋が立ち並んでいる又人口移動による浮動人口も極めて多い街である。
- 4 千歳町の市街地は目下のところ基地を対象とした映画館、料理店、カフェー、キャバレー、露店其の他の娯楽施設の氾濫する街である。
- 5 千歳町の市街地は飲料水（井水）が悪く、塵芥、屎尿の処理も充分行われず、飲食物も注意を要するものが少なくなく、極めて危険な伝染病の突発を想像させる時限爆弾をかかへた地点とも云へる。
- 6 千歳町の市街地は麻薬、覚せい剤が氾濫し、廃人を製造する果窟であるとさえいへる。

7 千歳町の市街地は特殊婦人が横行し、各種の性病を包蔵し、蔓延する地帯であるともいふことが出来る。

8 千歳町は一大国際都市であつて、その連なるところが大きいので、一般の町村とは行政的に異なる町である。

千歳町の性格は前述のように表現しよう。

市街地は、国鉄（現・JR）線、第一基地引込線（現・国道36号）、北信濃（現・北栄）の坂に囲まれ、西側は緑町と春日町までの狭い地域であつた。

混乱の時期から約六〇年を経た現在の千歳の様子を平成二十四年版『要覧ちとせ』にみると人口は北海道一〇位・約九万四千人、なお増加を続け北海道の空の玄関として、また全国一の自衛隊の街として発展を続けている。さらに内陸型工業都市として加工組立型産業が集積し、工業製品出荷額が北海道で五番目というあまり知られていない一面もある。先述の報告書にある水道は環境省「名水百選」を主水源とし、下水道の普及率は九八割と道内のトップクラスとなっている。

支笏湖をはじめとする観光のほか、空港、自衛隊駐屯地・基地、工業団地とバランスの取れた街づくりは、米軍撤退後における「消費都市から生産都市への脱却」を目指した千歳市の努力の賜物であろう。

### 特殊貸借業等に関する特別措置条例（案）

**米軍の進駐と町の事態** 札幌の南約四〇キロに位置する千歳市、この街と基地との関係は昭和十四年に日本海軍が航空基地を置いたことに始まる。『新千歳市史』によればもともと火山灰地で農耕に適したとはいえない土地であつたことから、当時の村の指導者達が飛行場の誘致に村の発展をかけた陸軍飛行隊の誘致に動いたが、海軍が米国艦隊邀撃の観点から航空隊を設置したものであつた。十六年には海軍航空工廠十歳分工場（後に航空廠本廠）も置かれ、終戦時には四

本の滑走路を有する大規模な航空基地であつた。

敗戦によつて海軍は解体、一万七千人を数えた人口も一万人に激減し活気は失せ火の消えたような町になつた。

しかし、静寂を感じる間もなく、昭和二十年九月には海軍第一航空基地（現・空自千歳）は米陸軍の接収を受け、十月に第五航空軍の一部が進駐、翌二十一年になると第一空挺師団数千人が駐留し、米軍の北海道占領の中核的基地となつた。二十四年には空挺師団に代わつて第七歩兵師団（七千人規模といわれる）が駐留した。

この米軍の本格的な進駐に際し婦女子を守るとの名目で各地に設置された特殊慰安施設協会（R A A Recreation and Amusement Association）は札幌と小樽には慰安所を設置したが千歳には置かれなかつた。

千歳の市街地は湿地や空き地の多い佇まいで赤線地区のような特殊飲食店街（特飲街）も存在しなかつた。駐留軍要員等の増加で町全体の人口は増加し商店街も拡大したが、朝鮮戦争以前は基地問題、風紀問題といわれるものは『千歳市史（『市史』）』を見る限り記録されていない。

当時の米軍基地司令官は公用以外に将兵の日本側施設への立ち入りを厳禁し、また街に米軍兵士の立ち入るバー、キャバレーの類も許可されていなかつたといわれ、比較的落ち着いた基地の町であつたようである。

昭和二十五年六月、朝鮮戦争の勃発で千歳に駐留していた第七歩兵師団は朝鮮に送られ、代わつて米本土からオクラホマ州兵から成る第四五歩兵師団の進駐が発表されて翌年五月に到着した。その数一万五千人といわれ、当時の市街地人口二万二千人を上回る規模であつた。既存の第一基地内に収容しきれず西側隣接地にキャンプ・ストロングを増設、第二基地（現・陸自東千歳）にもハットメント（カマボコ兵舎）を多数急造した。

オクラホマ州兵の千歳進駐が発表されると、米兵相手の商売を目論む基地間

連業者や特殊女性が全国から殺到した。その多くは九州、関西、関東方面からの転入者であったといわれ、それらの者が飲食店やビアホールあるいはハウスと呼ばれる商売を目指し空前の建築ブッシュをもたらした。昭和二十六年五月から翌年八月までの新築件数約一〇〇軒、二十五年の人口約二万、戸数三三〇〇戸の千歳町が二年足らずの二十七年には人口三万三千、戸数五〇〇〇戸の規模に膨れあがり街の景観も一変した。税収も二十五年度の二千四百万から二十八年度六千八百万と二・八倍に増加している。この間の建築・消費ブームは特需景気を地元では「オクラホマブーム」と呼んで今でも語り草になっている。

これらの人々がなぜ短期間の間に千歳町に押し寄せたのであろうか。考えられるのは、朝鮮戦争の勃発で在日米陸軍の全師団が朝鮮戦線に送られ、既存の基地周辺では一時的にせよ閑古鳥が鳴く状態になったこと、また、基地関連業者にとって新たな商売の開拓先としてしがらみのない遠隔地であったことが千歳を指した一因と思われる。

この建築ブームで問題であったのは、いわゆる「ハウス」とよばれた売春宿ともいっていい家屋が一般の住宅と混在して建てられたことである。前述

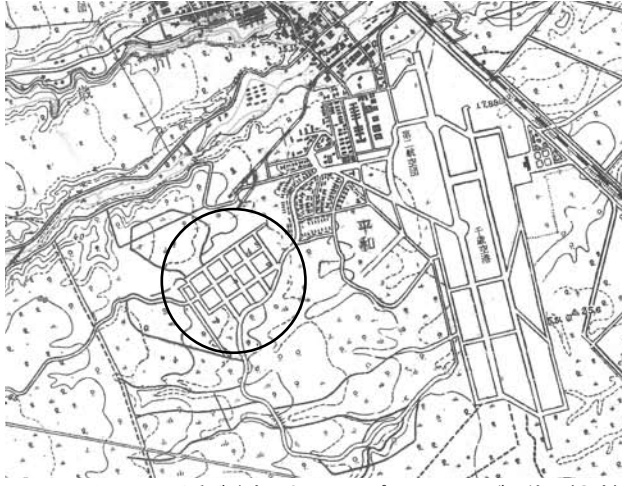


図1 オクラホマ州兵が駐屯したキャンプ・ストロングの位置(○内)  
昭和39年8月発行『千歳市管内図』の一部

したように、市街地には特飲街地域もなく表通りを除けば空き地の多い状況であった。容易に新築が可能で地主も喜んで土地を売るなり貸すなりしたであろうことから雨後の竹の子のように住宅とハウスが広がってしまった。ハウスは住宅地のみならず神社仏閣や学校の周辺にまで建てられて、昼間から米兵や二千人とも三千人ともいわれた特殊女性が街を徘徊し、教育関係者が目をそむけるような事態を引き起こした。

表通りと周辺ではビアホール、キャバレー、米兵相手のスーベニア・ショップなどの原色を使った英語の看板が氾濫し、スピーカーからは客を呼ぶ卑下た英語の宣伝放送が昼間から流れ、市街地全域が歓楽街と化してしまったといえる。後述する風俗研究家の中村三郎をして「全国に例を見ない嘆かわしいすがた(1(巻末資料番号に符合))」と言わしめる程であった。

この無秩序な乱開発に行政は何らかの規制措置を講ずることは出来なかったであろうか、たとえば教育施設や住宅地での建築規制等である。しかし、当時の市街地と呼ばれた一キロ四方程の中心部は、畑や空き地の目立つ上下水道も引かれていない状態で計画的な街づくりを進める以前の段階であった。そこに一年間で一千戸もの新築ブーム、しかも、その多くを占めたハウスも表向きは下宿やアパートとして短期間に建てられたから、先手を打ってこれらを規制する施策をとれなかったとしても非難するのは酷といわざるを得ない。行政はもっぱら急増する児童・生徒の対策に追われた。たとえば千歳小学校の児童数が昭和二十六年三月の二二〇〇人から一年半後には二倍の二二〇〇余人に増加していて、その対応に手一杯であったと思われる。

昭和二十七年は保安隊の駐屯も決まり隊舎の建設も始まった(現・陸自北千歳)。町全体が建築ブーム、消費ブームの好景気に沸いていて、住民の側からも建築規制や特殊女性の規制を求める請願等の記録も残されていないところを見ると、千歳町全体で特需景気を謳歌していて街の浄化に取り組む状況には

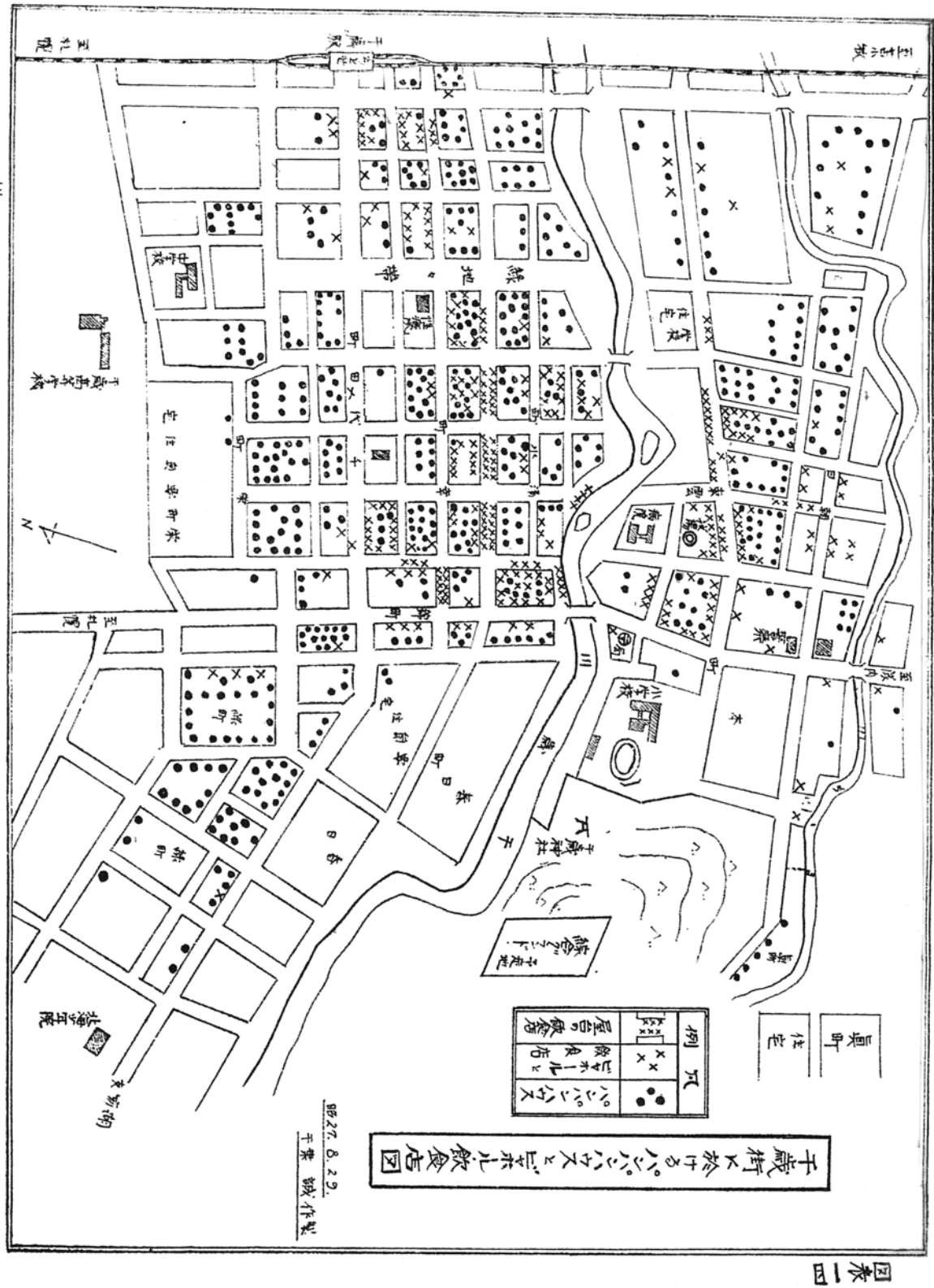


図2 「千歳街に於けるパンパンハウスとピアホール・飲食店図」昭和27年8月29日 千歳小・千葉 誠作製 『軍部と歓楽の北の街トセ』より

なかったであろう。

米軍の駐留がもたらした空前の経済的な繁栄とは裏腹に深刻な基地問題が顕在化したのは当然の成り行きであった。犯罪の増加、麻薬汚染、青少年の非行、性病の蔓延等が問題化した。

厚化粧の特殊女性と米兵、けばけばしい横文字看板の氾濫、窓にゆれるピンクのカーテン、これらを描写して作家の火野葦平が『北海道新聞（『道新』）』に連載した「活火山」において「ここは西部の町、すべて植民地風」と書いたが、秩序を失って混乱する町の態様に各方面から批判が高まった。

昭和二十七年に入るとまず、北海道の有力紙である『道新』と『北海タイムス（『タイムス』）』が批判記事を書き始めるようになった。たとえば『道新』は「童心蝕む歓楽の町チトセ」（二月四日付）／「町全体が赤線地区」（十月三十一日付）、『タイムス』は「麻薬とドル買いの町チトセ」（十月十八日）などの見出しをつけて報道している。中央の月刊誌も相次いで千歳の実態を取り上げた。『改造』七月号には評論家の神崎清が「踏査報告 北のチトセ」を発表、『婦人公論』十一月号には北海道地方厚生委員の山下愛子による「ルポルターージュ 千歳」が、『新潮』十一月号にも作家平林たい子の「千歳日記」が掲載された。いずれもチトセの街の実態を暴きだし鋭く批判している。

これらの報道や記事を通し、常軌を逸した千歳町の街の姿が北海道内はもとより全国に知れ渡ることとなった。当然町政の幹部もこれらの批判記事を眼にしたことであろうが、何らかの目に見える効果的な対策を採った記録は残されていない。なぜであろうか、その理由を以下に考察する。

まず当時、東雲町二丁目にあった千歳町役場の陣容である。町長以下、助役収入役の下に、総務、税務、教育民生、産業、土木、それに出納の六課体制で人員も五〇人程度であり、基地対策専任の部署は置かれていなかった（ほかに千歳町警察署、千歳町消防本部があった）。この陣容では急激に膨張する市街

地の対策に追われ風紀問題に手が廻らなかつたとしても不思議でない。

一方、千歳町議会を見ると、昭和二十六年の地方選挙で町長は再選され、町議会議員は二十六人が当選している。町長は土木会社と映画館の経営者、町議会の議長と副議長は酒類販売等の商業者が就いた。議員もその三分の一が飲食店やビアホール等の経営者といわれ、残りの議員も米兵による特需景気の恩恵を受けていた人が多かったとされる。また、市街地住民もその大部分が基地関連の職業に就いていた（昭和二十八年六月二十一日付『毎日新聞（『毎日』）』）。

千歳小学校で昭和二十七年七月の在校児童一九五〇人の保護者の職業を調べた結果では、千歳らしい職業といわれた駐留軍要員をはじめ、飲食店・商店・屋台・露店の店主、さらに大工、運搬業、日雇、リンタクのほか、貸間業を含む無職の親を持つ児童が八〇割を占め基地経済への依存が歴然としており昭和二十七年第二回日教組全国教育研究大会資料『軍都と歓楽の北の街チトセ』にある。

以上の考察から、各方面の批判を受け、千歳町が米兵や特殊女性の行動を規制する有効な風紀対策を打ち出せなかつたことと、議会や住民の側からも街を浄化する気運が盛り上がらなかつたことと併せ、基地に過度に依存した当時の千歳町の特色を端的にあらわしているといえる。

**米軍の要求と行政の対応** 千歳に進駐した米軍の千歳町への要求で一貫しているのは、兵士の性病罹患を問題視してその対策を迫ることであった。この問題は戦力の低下に直結するから当然といえば当然である。

最初の要求は、オクラホマ州兵進駐の直後の昭和二十六年六月十四日、リッジウェイ最高司令官が千歳基地を視察した際、兵士の性病罹患が問題となったらしく、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）を通して外務省に勧告がなされ、北海道総戦連絡事務所に千歳町の風紀取締りの徹底、性病の予防措置、患

者の治療の要求がなされた。

これに対し千歳町は司令官の帰京後わずか一週間後の六月二十一日に「千歳町風紀取締条例」を町議会で議決し公布した。この条例は同年三月に札幌市が公布した条例とほぼ同じ内容で、路上でのあらわな客引きを取り締まる簡単なものであった。それにしても一週間で条例制定とは、町当局がいかに急いで対応したかがわかる。しかし、海保洋子によると同年にこの条例違反で検挙された者はわずか一人で、風紀問題や街の浄化にはほとんど効果のないものであった(『女性史研究はっかいどう』創刊号)。

同年八月三日には、米軍基地当局と千歳町警察の肝いりで、ハウス業者の組合「チトセ睦会」なる団体が結成され、特殊女性の性病検診を促したという。

北海道(道庁)も同年九月、性病対策治療施設である道立札幌治療院千歳診療所(後・道立幸病院)を開設している。

米軍の要求に対するこれら行政の素早い対応は占領下、しかも朝鮮戦争の真っ盛りという情勢を反映したものであろう。米軍の要求には直ちに応えねばならない、そんな姿勢が読み取れる。

さて、後に問題となる特殊貧困条例制定のきっかけとなったのは、北海道駐留の米軍最高指揮官からの申し入れだった。昭和二十七年十月二十九日、オクラホマ州兵の朝鮮移動に代わって駐留していた第一騎兵師団長トルード少将が町役場を訪れ町長に面会し申し入れを行った。その要旨は、直接、性病問題に言及してはいないものの、暗にその対策を求めるもので「悪の街と言われてくる者を取り締まるべきで、出来なければ将兵の街への外出禁止も止むをえない(2)」と述べた。

これに対して町幹部は、師団長の要求は性病対策との認識を持ったのである。その対策として道庁に江別保健所千歳支所(S23開設/本町)の保健所

への昇格を陳情している。また前年開設された道立の千歳診療所の拡張費用の三分の一・二百万円の寄附を決めている。師団長が言及した外出禁止措置については「駐留軍将兵によりもたらされる経済的な面はきわめて大きく、もし外出禁止がなされた場合、本町の経済事情は全く困難を極める事態になる(3)」と、率直に基地依存の経済構造になっている町の実態を認めている。

翌年の昭和二十八年五月二十六日、今度は第一騎兵師団新任のクリーランド師団長が師団司令部の置かれていた札幌真駒内から千歳町役場を訪れ町長に面会し性病問題に的を絞って要求を行っている。その時のやりとりを記録した文書を見ると、まず冒頭、師団長は「私は第一騎兵師団将兵の健康が第一と思っているが、甚だ残念なことに千歳町で我が将兵が性病をうつされることである」と述べ、町長に対策を迫った。これに対し町長は「性病対策は北海道知事が保健所を通してやることであり、町長が直接出来るものではない」と答えているが、師団長は納得せず「二千人ものぶらぶらしている女性達を取締りてきれいな街にしようと思えば町長としての権限もあるのだから出来ないはずはない」と述べ、最後に「このままの状態が続けば我が将兵を街に出ないようにする」と言明した。これに対し町長は「今までの風紀取締条例だけでは取締りに困難があるので道庁側に具体的な対策がなければ町として何らかの条例措置を考える」と発言している(4)。

この二度目の師団長による要求を町長以下、町の幹部は重く受け止めたようである。

特に性病対策については、対策の基礎となる性病予防法が都道府県知事の所管になっていることから町政としては道庁の仕事であるとして主体的な施策はとってこなかった。しかし、このような対応では米軍側には通用しないと見て、町独自の対策を打ち出す必要があると認識したようである。それと二度にわたる将兵の外出禁止措置をちらつかせて対策を迫られた以上、米兵の消費に

依存する町の経済的崩壊を回避するためにも、効果のあがる施策を示さざるを得ない危機感を幹部は共有したようである。

町の幹部はその日のうちに、市街地に住む町議会議員や関係者を招集して対策会議を開いて取るべき対策を話し合った。ここではまず道庁に対し従前と同じであるが保健所の強化による性病対策を、千歳地区警察署には千歳町風紀取締条例による取締りの強化を求めるとした。また、米兵の外出禁止措置の影響についても話し合わせ、町の経済に多大な影響があるとして、なんとかこれを避けるべく行政自体としても性病対策に乗り出さざるを得ないとの合意がなされ、具体的な政策としての特別条例の素案も行政の側から示されたようである(3)。

翌二十七日には清水町の千正寺にハウス業者や特殊女性約二百人の集集を求め対策集会を開催している。集会での結論は「現在のよう無秩序な状態を放任せず、特に潜りの業者の実態をつかんで検診を励行させ違反者をどしどし取締まるべきだ」との意見が大勢をしめた(5)。

千歳町当局は、この集会のあと特殊貸間条例(案)を立案して六月四日に開催された定例町議会に上程している。師団長の来町からこの間僅か九日間であり、この行政の素早い動きは町当局者も以前からこの問題について何ら



写真1 「千歳川 - 夏の千歳川に集る米軍とパンパン -」(N) 撮影場所：神社山下の川プール

かの行政措置の必要性を感じていたことをうかがわせ、道庁まかせの従来どおりの姿勢ではもはや米軍側の理解が得られず、米兵の外出禁止措置も避けられないとの認識を持っていたのであろう。

特殊貸間条例(案)はハウス業者とそこで売春する特殊女性を町に登録させ、週二回の性病検診を義務づけ、行政が管理監督する内容であった。

この条例案を制定するその目的は、条例設定の理由書に述べられている「黙視出来ない社会悪からの脱皮を目指し関係者と住民大多数の要望から立案された(2)」となっているが、決してそうではない。師団長の外出禁止措置をちらつかせて対策を迫る要求に、行政が急いで立案したもので、背景に一般住民の請願や強い要望があったなどという事実が残された資料を見る限り見出せない。

この条例案は、各方面からの批判を受け、行政と住民が一体となり街の浄化を目指した施策などではなく、米軍側の要求に応えた性病対策であったというのが結論である。

**特殊貸間条例(案)** 特殊貸間条例を立案するに至った背景を『市史』は次のように記している。

ハウス業者の進出、二、〇〇〇人にもぼるパンパンの氾濫、その他のダンス、キャバレー女給の街娯化、リntax業者の横行、第三国人による麻薬の侵入等、それに対して、第一騎兵師団長からの申入れにより、保健所の設置やローズ倶楽部という業者の自肅団体もつくったが、そんなことではどうにも防ぎようがなく、切羽つまった結果が、この条例案となったのである。

しかし、以下に述べるように実際は米軍側の要求を受け立案したもので、その目的とするものは、町長が六月四日の町議会で明言したとおり「この条例は端的に言って性病対策である(5)」なのである。議会で町長は言及していない

が、町の経済に深刻な影響を与える米兵の外出禁止措置の回避が隠された目的でもあった。

さて、この条例案という特殊貸間業とはどのような業態であったのか、前述した北海道衛生部の報告書や雑誌『改造』に掲載された神崎清の論文によって見ると、当時、ホームハウス（ホーハウス）、オンリーハウス、一般には単にハウスと称されていた。

ホームハウスは表向き素人下宿という形式になっていて、家主は警察に部屋代と食費で一万円程度の下宿料をもらっていると届けていた。部屋借りしていたのは特殊女性であったが、家主は食費と部屋代しかもらっていないし女性の売春行為には関係ないと言っていたものの、実際は歩合制や定額で女性の収入から搾取していたという。特殊女性はここで起居していたから、旧公娼時代の置屋あるいは娼家と大同小異である。この業態は昭和二十三年七月に施行された風俗営業取締法及び同年九月に施行された北海道風俗営業取締施行条例に指定された業態でなかったから、法の規制を受けない、いわば野放しの業態であった。

オンリーハウスは特定の米兵を相手とするオンリー（洋娼）と呼ばれた女性に間貸しをする業態で、専門のハウス業者のほか、一般の民家や商店の二階などを間貸しする住民も多数あらわれた。この業態は千歳だけでなく、たとえば、昭和二十八年六月十五日付『道新』では、静岡県富士山麓一帯（キャンプ富士・御殿場）では四四〇戸に七九二人が、鳥取県中浜村（キャンプ美保）では三三五戸の集落に二二七人の特殊女性が間借りしていると報道されたことから、米軍基地周辺で普通に見られた業態であったのだろう。

さて、特殊貸間条例案は昭和二十八年六月四日開催の定例町議会に上程された。条例の構成を見てみたい。

特殊貸間条例は当初八条から成っていた。

第一条では、その目的について、特殊貸間業の認証制度を実施するとしている。第二条は特殊貸間業の定義で業態を旅館業法と風俗営業取締法に定めのある以外の貸間貸室をなすものと定め、第三条では届出の義務としてハウス業者とそこに間借りする特殊女性の届出を求めている。第四条は認証について町長が認証を交付しハウス出入口の見やすい場所に掲示することとしている。

第五条には間借人の女性は週二回、町の指定する医療機関で性病検診を受けなければならないとした。これは後に人権問題として非難を浴びた条項であった。第六条において町長は随時関係者の調査を行い指導監督することが出来るとしている。第七条は認証の取り消しについて定め、最後の第八条が罰則についての条項で、違反者について二年以下の懲役又は禁錮若しくは十万円以下の罰金、拘留、科料に処するとかかなりの重罰を定めている。

この条例をもって千歳町の行政は何を実現しようとしたのか、これについては、町が道庁や厚生省、検察庁などに提出した『特殊貸間業等に関する特別措置条例を設定する理由書（二）』を見ると、まず、「千歳町の状況は全国他市町村に例を見ない特殊な環境にある」とし「黙視出来ない社会悪から脱して秩序を維持し住民の安全、福祉を保持するため」条例の制定が必要とし、また、「千歳に氾濫する特殊貸間業は現行の旅館業法や風俗営業取締法に基づかない業態」であるから、これを規制するための条例措置が必要だと記している。

しかし、この表向きの理由とは別に、行政が意図したものは、当時五百軒以上と言われたハウス業と、そこで売春する二千人も三千人も言われた特殊女性に町への届出を求め、認証を交付して把握するとともに、性病蔓延を防ぐためとして、週二回の検診を義務づけることであった。極言すれば、特殊女性の検診条例とも言ってもよいかも知れない。事実、町議会で提案理由の説明に立った町長が「この条例は端的に言って性病対策である（五）」と明言している。また、新聞記者の質問に答え次のようにコメントしている（六月六日付『道新』）。



道が性病予防法に基づき強い取締りを行えばこの条例は必要なかった、町の対策が手ぬるいといわれてきたが今回、業者、特殊女性の所在を明らかにして検診の完全を期するためこの条例を制定したい。

条例設定の理由書で、社会悪からの脱出や住民の安全福祉を唱えた条例が実は性病対策であったわけである。そこには女性の人権への配慮と言う視点は全く見られない。昭和二十八年は国会に女性議員により始めて売春の全面禁止法案が提出された年でもあったが、この条例案には反売春やGHQにより廃止された公娼制度への配慮も欠落している。

この問題の多い条例案は、やはりと言っべきか、当然と言っべきか、各方面の強い非難を浴びて制定が行き詰まり結局廃案となるのであるが、そのいきさつについては後述する。

註(1)「千歳町風紀取締条例」(原文のママ)

(一)引用者

第一条 この条例は、道路その他の場所における売春のための客引行為等を取り締まることによつて、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とす



写真2 米兵のオートバイに跨るバンパン<sup>®</sup> 撮影場所：仲の橋通と公園通の交差点

る。

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手と性交することをいう。

第三条 道路その他公共の場所で、他人の進路に立ちふさがり、又はその身に付きまとい、若しくはこれに類する方法を持って、売春の相手方となるように勧誘し又は斜(斜)旋したものは、三月以上の懲役又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処する。

第四条 自ら前条第一項の行為をなし、若しくは他人のこれ等の行為を利用して売春を行った者に対し、対面を受けてその場所を提供したものは一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

註(2)「特殊貸間業に関する特別措置条例(案)」(原文のママ)

(この条例の目的)

第一条 この条例は本町の特殊な環境に鑑み、地方自治法第二条第三項第一号即ち「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及福祉を保持するため」並びに第七「風俗又は清潔を汚す行為の制限、その他保健衛生風俗のじゆん化に関する事項」の処理の必要性から特殊貸間業の認証制度を実施することを目的とする。

(特殊貸間業の定義)

第二条 この条例に言う特殊貸間業とは、旅館業法並びに風俗営業取締法に定められている以外の貸間、貸室をなすもので、町長の認定するものをいう。

(義務)

第三条 第二条のものはその事由の生じた日より五日以内に別紙様式により町長に届出て認証をうけなければならない。

2 届出後、届出の内容に異動（廃業を含む）を生じた場合にはその事由発生の翌日中に町長に届けなければならない。

（認証）

第四条 町長は第二条の届出を受理したときは三日以内にその実態を調査し、別に定める認証を交付しなければならない。

2 前項の調査は指導及取締機関、その他町長の認める適当な者に委嘱する事が出来る。

3 町長は調査の結果関係者の施設が火防、保健衛生及び風紀等の維持上適当でないと思えたものは認証しないものとする。

4 第一項の認証は表出入口の見易い場所に掲出しなければならない。

5 認証は認証の日から二ヶ月間有効とし、その期限内に認証更新をうける手続きをしなければならない。

6 第一項の認証手数料として認証交付の際金十円を徴収する。

但し、更新の手料金は金五百円とする。

7 認証及び認証更新の手料金は別に発する納入告知書によって納入しなければならない。

（調査）

第五条 町長は、定期、若しくは随時、関係者の実態につき調査を行い、業者が第一条の目的に違反しない様、勧告、指導、監督を行うものとする。

2 前項の調査は指導及び取締機関に委嘱して行うことができる。

（認証の取消）

第六条 町長は実態調査の結果、指導及び取締機関の勧告によって不適当と認めらるものについては第四条の認証を取消す事が出来る。関係者が勅令九号並びに

性病予防法に違反したときについても又同じ。

（罰則）

第七条 この条例に違反したものは六ヶ月以下の懲役、若しくは禁錮三万円以下の罰金、拘留、科料に処する。

附則

この条例は公布の日よりこれを施行する。

2 この条例施行の際にすでに該当する関係者の第三条による届出機関は昭和二十八年六月末日とする。

3 この条例に基く必要な事項は町長が別にこれを定めることが出来る。

『特殊貸間業特別措置条例（案）一九五三、六、二〇』から転載

**条例制定の頓挫** 町当局が急いで作り上げた特殊貸間条例（案）が昭和二十八年六月四日開催の第二回の定例町議会に上程された。

議事録を読むと、冒頭提案理由の説明に立った町長が「この条例は端的に言つて性病対策である」と述べ、また「道庁の意向を打診したところ道衛生部は協力できないと言つてきた」と続けた。性病対策は道庁の所管であるとの認識なので、事前に根回しを試みたわけである。これに対し、質問に立った議員が「性病対策は道の責任、町から多額の税金を徴収しておきながら協力できないとは怠慢である」と発言、町長は「米軍師団長は町長の責任で何らかの対策を要求している」と答弁し条例の必要性を強調した。このやりとりからも、この条例が米軍の要求にもとづく性病対策であることが分かる。

特殊貸間条例（案）に懐疑的な議員もいたようで「明らかに売春行為を行っているハウスやオンリー貸間業を町が許可制にするのは疑問がある」との発言も残されている。

町長は「先に開いた集会では貸間業者らの意向は条例の制定に賛成で協力的

である」とも述べているが、「特別委員会を作って慎重に審議を」の意見を採択してこの議案の審議を特別委員会に付託することを決めている。

当時の町議会は定数二六人、女性の議員はいなかった。女性の人權や反売春の観点からこの議案に反対を唱えた議員はいない。この年、昭和二十八年三月の国会に女性議員を中心に初めて売春禁止法が提出された年であり、また札幌市においても三月に売春禁止を盛り込んだ改正風紀取締条例が成立している。

このような情勢にあったのであるが、町議会で売春問題を真剣に議論した記録はない。町政を担うリーダー達にとつて売春は必要悪との認識であったのか、それとも米兵の特殊女性を通してもたらされる経済的恩恵があまりに大きかったからなのか、残された資料を見る限りその両方であったと言わざるを得ない。

特殊貸間条例立案に携わったのは町役場の総務課であったが、その陣容は課長以下七人の小所帯であった。第一騎兵師団長の要求からわずか一週間程の短期間に、この及ぼす影響の重大な条例(案)を立案して議会に上程したのは準備不足、研究不足で拙速の感はいなめない。後



写真3 朝鮮戦争当時、この通りには最も大きなビアホール No.3 - ナンパースリーときわがあった(平成24年6月撮影)

日、道文書課長から条例としての要件を具備していないなどと批判されたことでも明らかである。

さて、町議会の採決に基づき即日五人の議員からなる「特殊貸間業に関する特別委員会(特別委員会)」が発足した。この特別委員会の委員長には、議会総務委員長でホテルやビアホールを経営する人物が就任し、他にもビアホール経営者で町の料飲組合長を務める人物もいた。ただちに第一回の特別委員会を開き、類似の自治体への視察を決め、三日後には二班に分かれ、佐世保と東京近郊の視察に出発している。町長も六月十三日副議長を伴い地方自治庁と厚生省に説明のため上京した。

六月四日の町議会終了後、特殊貸間条例(案)が知れ渡ると一気に批判が高まった。先ず、六月六日付『道新』が批判記事を書き、道保健課長の見解として「千歳の考えは売春を容認しつつ実態をつかみ性病を根絶しようとするものだが人權尊重の憲法精神や、売春を合法化するのとは社会道徳と矛盾する」と報じた。六月十日付の『タイムス』も、「千歳の公娼制度に非難あがる」の見出しで「勅令九号(婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令)や性病予防法には触れないがパンパンの公認、認可になるとごうごうの非難あがる、道庁も重大視、近く厚生省も調査に乗り出す」との記事であった。

町長の上京を報じた中央紙も『読売新聞』が六月十四日付の紙面に、地方自治庁において条例の法的見解を求めた町長に対し、地方自治庁側が「合法条例か疑問、営業許可は知事の権限であるが性病予防法以外に条例で強制検診を義務づけるのは適法でない、また、人權問題の危険性も指摘した」と報じている。六月十四日付の『毎日』も厚生省を訪れた町長に「条例には賛成しかねると指摘した」とし、売春禁止に取組む市川房枝が条例を批判する談話を載せている。

さらに、特殊貸間条例(案)に批判的な次のような関係者の談話が掲載された。六月十日の『道新』には、地方自治庁行政課長、法務省刑事局刑事課長、

道保健指導課長が、同日の『毎日』には厚生省公衆衛生局防疫課長、労働省少年局婦人課長が、いずれも行政による売春公認と人権侵害につながる恐れを指摘した内容を記事とした。

六月十七日、東京での陳情から帰った町長と視察を終えた特別委員会の委員が集まり対策会議を開いた(3)。町が起案した特殊貸間条例に対する報道機関や道庁、中央省庁の批判は想定以上のものであつたろう。特に人権問題と激しい非難を浴びたため当初の「該当者は少なくとも毎週二回以上町長の指定する診療機関において健康診断を受け町長が別に交付する健康手帳を常に携帯しなければならない」とした第五条(健康診断を受ける義務)は、これを削除することとした。また、罰則を定めた第八条については量刑を減らすこととし、二年以下の懲役、禁錮を六カ月以下に、十万円以下の罰金、料料も三万円以下に改めることとした。また、上級官庁の情勢についても話し合われている(3)。

まず、中央省庁においては、「千歳町の条例が制定されると全国の基地を抱える市町村が右に倣えの恐れがあり賛成できない」との見解を持っていること、また、道衛生部や国警道本部などは「根本的には特殊女性を町から一掃すればよいことであり、町がその方向に進むのなら協力できるが、経済的に困るから彼女たちの存在を認め、しかも街を浄化しようとする考えは結局解決につながるらないことで、その行き方には賛成できない」との見解であることを確認した。

この見解は千歳町の抱える矛盾をズバリ指摘しているわけであるが、町政を担う幹部として、特殊女性の一掃などと言う解決策には発想が至らなかったのであらうことは、この後の幹部の動きを見ると明らかである。

特別委員会での情勢分析の結果、委員らは今後の方針の軌道修正が必要との判断に至り、大きな批判の中で条例制定を強行するよりも、道庁を巻き込んで事を進めるのが得策との認識で一致し、道庁側に次のような要望を行うこととした。一つ目は保健所の強化で、江別保健所の支所にすぎない現体制を正式な

千歳保健所に昇格させること(注・S 28・10昇格)。二つ目は、風俗営業取締法により制定されている北海道風俗営業取締法施行条例の中に、千歳町のような特殊な貸間・貸室の業態を加えるよう条例を改定することの以上二点を要望することとした。

特別委員会における情勢分析としては、特殊貸間条例の制定は難しいとの判断に至つたものと考えられる。しかし、町長は、批判の強い条項を修正してもぜひこの条例を制定したいと主張している(3)。これは第一騎兵師団長の要求に対し町独自の行政措置を取る旨約束した手前、また、米兵の外出禁止措置を回避したいとの首長としての責任感からであろうが、情勢判断としては疑問符の付くところである。結局、道庁への働きかけを強めるが、仮に風俗営業取締法施行条例の改訂が実現しなかった場合、その時は町独自の特殊貸間条例制定に踏み切るとの結論に落ち着いた。

委員として特殊貸間条例制定は困難との認識をもつたが、町長の面子も立てた形での妥協の方針を取つたわけである。

**道庁の対応と町政** 特殊貸間条例(案)の人権問題と非難を浴びた強制検診の条項を削除した修正案が知れ渡ると、またまた批判が高まった。昭和二十八年六月二十一日付『毎日』では「性病対策の要として打ち出した条項をあつさり撤回したのは本気で性病対策をやる気があるのか、町の意向を道庁側は疑っている」「町議会の三分の一を占めるキャバレー等の飲食店経営者が米兵の外出禁止を恐れ条例制定に奔走しているだけで真剣に街の浄化を図る意図など持っていない」とも報道されている。もろもろの社会悪から街を浄化すると、条例制定の理由書に謳いながら、青少年の非行や街の美観等々山積する問題に目をつぶり、売春を公認し性病対策のみの条例制定に走るのでは町政に批判が集まるのは当然であった。

道庁側も千歳町が米軍基地依存の町であり、今回の条例も、検診条項をあっさり削ったことから見ても、米兵の外出禁止措置の回避が最大の目的と読んでいたのか対応が冷淡であったように思える。

しかし、千歳町の風紀環境問題が全国的な関心事となっていることから放置できないと判断したのか、または中央省庁の指示がなされたのか、六月中旬以降本格的な対策に乗り出した。まず、六月十九日に道庁で「千歳町の特殊貸間条例に関する協議会（協議会）」が初めて開かれた（3）。

協議会の出席者を見ると、道庁からは衛生部、地方課、文書課、税務課、婦人少年室、石狩支庁の各部課長クラス、それに国警道本部、道公安委員会、札幌地検の幹部ら、

千歳町からは町長、助役、総務課長、町議会会議長、特別委員会委員長が出席、総勢三四人の大掛かりなものであった。

協議会での関係者の発言要旨(3)を読んで目を引くのは、道総務部次長が「立法は権威のあるものでなければならず多少でも疑問のある条例



写真4 「千代田町1丁目」① No21 - グリル/レストラン ブロンディの前で客待ち中のリntax

は設定すべきでない」と発言し、条例案自体に疑問を呈していることである。また、文書課長も「この条例案は用語の上から言っても条例としての要件を具備していない」と指摘している。総務課を中心とした町の幹部が十分な研究と準備を経て立案したのではなく、第一騎兵師団長の要求から僅か一週間程の短時間で作り上げたそのホコロビが道庁側の厳しい指摘、批判につながったと言えるだろう。さらに文書課長は「千歳の業態が本来風俗営業なのに何らの許可手続きを要せず自由業として認められているのは問題、道条例を改定するなどして許可制にすべきではないか」とも発言している。その他、道衛生部と札幌地検は「この条例は公娼容認につながる」として反対をとまえ、国警道本部と公安委員会は「条例案には賛成できず施行されても協力できない」と発言した。取締りに当たる当局が「協力できない」と発言する意味は重大で町議会でも条例が成立しても用をなさないということになる。町政の幹部も、特殊貸間条例(案)の持つ深刻な意味合いをやっと認識したと思われる。

しかし、協議会での結論は出ず、終了後に両関係者数人が場所を石狩支庁長室に移し懇談した。出席したのは千歳町幹部と道地方課長、文書課長と石狩支庁長であった。ここでの懇談で今後の方向としてはやはり道の風俗営業取締り施行条例を改正して、千歳の特殊な貸間、貸室を条例に加え、法の網をかぶせるのが望ましいとの結論になった(3)。千歳町としては今後その実現を道庁側に強く要望することとし懇談は終了した。

さて、協議会の翌日、札幌地検塩田未平検事正の名をもって町長宛の書簡が送られてきた(6)。内容は、「町が起案した条例案は婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令第九号に抵触し地方自治法第一四条により制定することのできないものであるから町議会に提出しないことを勧告する」というもので、加えて「若しこの条例を制定し施行を強行すれば町長を勅令九号違反幫助者として告発もありうる」との強い警告文であったが、町幹部がどう反応したか資

料的に不明である。

二カ月後、調査に訪れた参議院法務委員一行に提出した文書(7)には「地検の勧告に対しては、この条例案は町政としてあらゆる情勢の分析により得た結論であり、いかなる批判、勧告も受けたいとの決意をなした関係上何らの影響も受けなかった」と記しているが、しかし実際はかなりの影響を受けたと見え、この後、特殊貸間条例制定に向けた動きはほとんど止まり、もっぱら風俗営業取締施行条例の改正への陳情を道庁に繰り返している。

この時点での町政は、特殊貸間条例を制定して米軍の要求にこたえる方針が報道機関や道庁、中央省庁、それに札幌地検の批判、反対に直面し、暗礁に乗り上げて動きのとれない状態になったといえ、もはや特殊貸間条例の制定は放棄せざるを得ない立場に追い込まれたわけである。

その後の道庁側の動きであるが、七月四日には道議会衛生常任委員一行十一人が視察に訪れ、同二十一日には道衛生部課長、地方課次長、文書課長、石狩支庁長一行二〇人も視察に来町している。この間、町幹部も何度か道庁を訪れて道条例を改正して千歳の貸間、貸室の業態を盛り込むよう陳情を繰り返している。しかし、道庁側としても、明らかに売春が行われている千歳の貸間、貸室の業態を、待合やキャバレー、ダンスホールなどの風俗営業と同列に扱うことは問題が多すぎると判断したのであろう、千歳町の要望を取り入れることはなかった。道庁内部でも千歳の業態を道条例に盛り込む意見もあつたのであるが、警察関係者の反対が強かつたことは後に来町した道文書課長の説明からもうかがわれ、この結論に落ち着いたものであろう。当然の判断、結論と思われる。

八月十四日、道庁側の出した結論を携え文書課長が来町した。町が要望していた千歳の特殊な業態を加える北海道風俗営業取締施行条例の改正は、取締当局や関係部署の反対が強断念した旨、経緯を説明した。代わりに解決策とし

て、既存の千歳町風紀取締条例を改正強化してはどうかとの提案を行い、道庁側が立案した改正の条文も参考試案として提示した。

既存の千歳町風紀取締条例は昭和二十六年に制定したものであるが、路上でのあらわな客引きを禁するなど条文も四条の簡単なものであつた。道が示した改正試案は、路上での勧誘、斡旋のみならず屋内からの呼び込みや、写真を掲げての斡旋、挑発行為なども取締りの対象とするもので、条文が三倍程度に膨らんだものであつた。

道文書課長は取締りに当たる国警道本部も、改正案をもってすれば千歳における取締り強化が可能と判断している旨を付言した。町幹部も反対する理由などなかつたのか、そのまま受け入れ、後に開かれた第三回定例町議会(九月八日)で議決している。

町長は第一騎兵師団長に明言した町独自の性病対策である特殊貸間条例の制定が多方面からの反対や札幌地検の介入で困難となつたことについて、どの様に米軍に説明して外出禁止措置を回避するか苦慮していただろうことは想像にかたくない。

本稿の続編(『志古津』次号を予定)においては、特殊貸間条例(案)に代わる「自粛振興会」立ち上げにいたる経緯を記述する。組織立ち上げに決定的な役割を果たした中村三郎なる人物について述べることにによりこの団体の性格を明らかにしたい。

さらに、朝鮮戦争当時の北海道千歳町が深刻な基地問題に直面して執つた政策についてどう評価するか、現在の視点となるがこれを考察したい。また、昭和三十一年五月に成立した「売春防止法」の制定に千歳町の問題が少なからず影響を与えたと考えられるのでその理由を述べるとともに、自粛振興会の活動開始から米軍大部隊の撤退までの町政の動きを追ってまとめたいと考えている。

引用・主要参考文献

千歳市史編纂資料綴『S28議決報告書その二No.16』／『S28特殊貸問条例No.30』『S

28特殊貸問条例売買春問題研究資料No.31』／『S28特殊貸問条例

例売買春問題研究資料No.32』

(1) 中村三郎「千歳町調査報告書」昭和二十七年九月・No.32

(2) 「特殊貸問業に関する特別措置条例を設定する理由書」昭和二十八年・No.30

(3) 「特殊貸問業に関する特別委員会付託議案審議報告書」昭和二十八年・No.16

(4) 「第一騎兵師団長クリーランド少将要請の要旨」昭和二十八年五月二十六日・

No.32

(5) 「第二回定例千歳町議会の結果について」昭和二十八年六月四日・No.16

(6) 札幌地検検事正塩田未来「千歳町長宛書簡昭和二十八年六月二十日」・No.30

(7) 千歳町「参議院法務委員一行視察調査の際における千歳町の環境と実態調査」

昭和二十八年九月・No.30

千歳市『千歳市史』昭和四十四年／『増補千歳市史』昭和五十八年／『新千歳市

史 通史編上巻』平成二十二年

千葉誠『軍都と歓楽の北の街チトセ』千歳町立千歳小学校 昭和二十七年

海保洋子「米軍基地チトセの売買春と住民の動向・売春防止法施行以前を中心に」

『女性史研究ほっかいどう』創刊号 札幌女性史研究会 平成十五年

神崎清「踏査報告 北のチトセ」『改造』7月号 改造社 昭和二十七年

北海道衛生部「千歳町を中心とする保健衛生上の諸問題について」昭和二十八年

千歳小学校百年記念協賛会『千歳小学校開校百年記念誌』昭和五十三年

札幌市教育委員会『新札幌市史第五卷通史5(上)』平成十四年

入間市『入間市史』平成十六年

田端宏『北海道の歴史』山川出版 平成十二年

高橋昭夫『証言 北海道戦後史』北海道新聞 昭和五十七年

大宅壮一「日本の裏街道を行く」／中野好夫「断ち切れない基地との宿縁千歳」『現

代教養全集1』筑摩書房 昭和三十三年

『北海道新聞』／『北海タイムス』／『毎日新聞』／『読売新聞』

指導

天川 晃(放送大学大学院教授)

協力

千歳市(市史編纂資料綴閲覧・写真提供等)掲載写真の無断転載を禁ずる

撮影者表示／西牧清・⑧ 金原知一・⑨ 五十嵐貞司・⑩ 山地英明・⑪

写真「」∥作品名